

令和8年度第5回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和8年7月27日（月）

（豊岡市役所 本庁舎 大会議室）

議事日程

令和8年7月27日 午後1時30分開会

諸 報 告

日程第1 議事録署名委員の指名

6番 和田 茂 孔 委員

7番 國 下 喜久男 委員

日程第2 会期の決定 7月27日 1日間

日程第3 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第4 第15号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第5 第16号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第6 第17号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第7 第18号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

日程第8 第19号議案 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

日程第9 第20号議案 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について

出席委員（18名）

1 番 平 野 薫

2 番 早 水 博 子

3 番 平 峰 英 子

4 番 吉 岡 正 人

5 番 西 登己夫

6 番 和 田 茂 孔

7 番 國 下 喜久男

8 番 大 谷 均

9 番 仲 川 弘 之

10 番 田 路 弘 巳

11 番 坂 本 博 正

13 番 安 岡 由紀夫

14 番 池 畑 一 己

15 番 石 原 章 二

16 番 門 田 徳 次

17 番 宮 岡 正 則

18 番 高 尾 利 美

19 番 井 谷 勝 彦

欠席委員（1名）

12 番 桑 田 均

事務局出席職員職氏名

事務局長……………谷 田 芳 紀

事務局次長……………垣 谷 吉 宣

主幹兼係長……………古 谷 明 仁

主任……………後 藤 莉 恵

午後 1 時 3 0 分開会

会長挨拶

○議長（井谷 勝彦） みなさん、こんにちは。今日、私のところでは二十日ぶりに雨が降りました。みなさんのところではどうでしょうか。天気がひどくてびっくりしていたんですけども、久しぶりの雨でやっと息がつけた感じでおります。まだ蒸し暑い日が続きます。熱中症にはくれぐれも気をつけていただいて仕事および遊びについても楽しんでいただけたらと思います。

○議長（井谷 勝彦） 本日は多くの案件を抱えていますので、委員のみなさん、事務局のみなさん、説明、質疑、答弁にあたりましては、議案の主旨を逸脱しないよう、くれぐれも要点を押さえ、簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願い申し上げます。

また、発言の際は、議長の指名の後、発言者名を必ず名乗って、マイクを使用してから行っていただきますようお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、音の出ないようにご配慮ください。

諸報告

○議長（井谷 勝彦） 日程に先だち諸報告をします。

欠席、遅刻等の通告委員を報告します。欠席、12番、桑田委員。以上通告を受けております。

行政報告

○議長（井谷 勝彦） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（井谷 勝彦） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は18名であります。

定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただいまから第5回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件15件、証明案件5件、許可取消案件1件、協議案件1件、合計23件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しています資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（井谷 勝彦） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

6番、和田茂孔委員、7番、國下喜久男委員、以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（井谷 勝彦） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第5回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって第5回総会（定例会）は、本日7月27日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（井谷 勝彦） 日程第3、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

第15号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（井谷 勝彦） 付議事項に入ります。 日程第4、 第15号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

まず、 28番の案件を先に審議します。

なお、 ○番 ○○委員は、 農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

（○○委員 退席）

事務局、 説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、 10番 田路委員、 お願いします。

○現地調査員（田路 弘巳） 10番 田路です。 7月14日、 9番 仲川委員と私、そして事務局2名の参加のもと、 現地を確認しました。 特に問題ありませんので事務局の言われるとおりです。 以上です。

○議長（井谷 勝彦） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」 の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、 採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、 これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、 28番の案件は原案のとおり可決されました。

では、 ○番 ○○委員は着席してください。

（○○委員 着席）

○議長（井谷 勝彦） 引き続き、 29番から36番の案件について審議します。

事務局、 説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、10番 田路委員、お願いします。

○現地調査員（田路 弘巳） 10番 田路です。7月14日、9番 仲川委員と私、それから事務局2名で現地確認を行いました。事務局の言われるとおり特に問題もなく、補足説明ありません。以上です。

○議長（井谷 勝彦） 日高、出石、但東地域の現地調査の調査員を代表して、11番 坂本委員、お願いします。

○現地調査員（坂本 博正） 11番 坂本です。7月15日、12番 桑田委員、事務局2名、11番 坂本の4名で現地調査を行いました。事務局の報告のとおり特に補足事項はありません。以上です。

○議長（井谷 勝彦） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

18番 高尾委員。

○18番（高尾 利美） 18番 高尾です。申請番号31番の案件ですけども、購入の畑にアジサイを作付けされるというご説明でよろしかったですか。

○事務局（後藤 莉恵） はい、アジサイを作付けされます。

○18番（高尾 利美） アジサイというのは景観作物ではないですね。アジサイを植え付けられて花きとして販売されるから畑としてアジサイの作付けが認められるということになるのでしょうか。

○事務局（古谷 明仁） そう考えています。

○18番（高尾 利美） 販売目的ということですか。

○事務局（古谷 明仁） はい。

○18番（高尾 利美） ありがとうございます。

○議長（井谷 勝彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、第15号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のと

おり可決されました。

許可書を発行します。

第16号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（井谷 勝彦） 日程第5、第16号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

なお、○番 ○○委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

（○○委員 退席）

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、10番 田路委員、お願いします。

○現地調査員（田路 弘巳） 10番 田路です。7月14日、9番 仲川委員と私、それから事務局2名で現地を確認いたしました。特に問題なく、申請どおりの内容であったことをご報告します。以上です。

○議長（井谷 勝彦） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

では、○番 ○○委員は着席してください。

（○○委員 着席）

○議長（井谷 勝彦） 第16号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第17号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（井谷 勝彦） 日程第6、第17号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

まず、20番の案件を先に審議します。

なお、○番 ○○委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参加することができません。

退席をお願いします。

（○○委員 退席）

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、10番 田路委員、お願いします。

○現地調査員（田路 弘巳） 10番 田路です。7月14日、9番 仲川委員と私、それから事務局2名の計4名で現地を確認いたしました。申請がありましたとおり特に問題はなく現地報告でこのままでいいと思います。以上です。

○議長（井谷 勝彦） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、20番の案件は原案のとおり可決されました。

では、○番 ○○委員は着席してください。

（○○委員 着席）

○議長（井谷 勝彦） 引き続き、21番から24番の案件について審議します。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡地域の現地調査の調査員を代表して、10番 田路委員、お願いします。

○現地調査員（田路 弘巳） 10番 田路です。7月14日、9番 仲川委員と私、事務局から2名の参加で現地を確認しました。特に問題もなく、報告されたとおりでと思います。以上です。

○議長（井谷 勝彦） 日高、但東地域の現地調査の調査員を代表して、11番 坂本委員、お願いします。

○現地調査員（坂本 博正） 11番 坂本です。7月15日、12番 桑田委員、事務局2名の4名で現地確認を行いました。事務局の報告のとおり特に補足事項はありません。以上です。

○議長（井谷 勝彦） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番 吉岡委員。

○4番（吉岡 正人） 4番 吉岡です。申請番号23番の案件ですけど、始末書が添付されているということですが、この始末書の中身はなんですか、もう一度お願いします。

○事務局（古谷 明仁） 始末書を読ませていただきますと、平成16年の台風23号襲来の際、河川災害の復旧工事のため工事車両進入路として埋め立て、使用いたしました。その時の状況は豊岡市全域災害が大きく、現状復旧ができていませんでした。申し訳なく思っています。今後このようなことが起きないように気をつけます。という内容です。

○4番（吉岡 正人） 田んぼになおしてないという意味ですか。

○事務局（古谷 明仁） 本来農地法の許可を取ってから工事をするのが原則です。今回については災害が原因ではありますが、事前に手続きをすべきところできていなかったということで始末書を添付していただいています。

○4番（吉岡 正人） そうなのでも始末書がいるんですね。

○事務局（古谷 明仁） 災害で一時を争うというようなケースでは、例外的に転用許可が無くてもやむを得ないという判断もありますが、今回のこの場所については前述のケースに該当しないため始末書がいらいます。今回5件のうち4件に始末書が添付されていますが、全て県知事の許可を得ないで工事をされているため、始末書を付けて進達します。

○議長（井谷 勝彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、第17号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第18号議案、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について

○議長（井谷 勝彦） 日程第7、第18号議案「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

豊岡、竹野地域の現地調査の調査員を代表して、10番 田路委員、お願いします。

○現地調査員（田路 弘巳） 10番 田路です。7月14日、9番 仲川委員と私、それから事務局2名の計4名で現地確認をしました。事務局のご報告のあったとおりで特に補足することはありません。以上です。

○議長（井谷 勝彦） 日高、但東地域の現地調査の調査員を代表して、11番 坂本委員、お願いします。

○現地調査員（坂本 博正） 11番 坂本です。7月15日、12番 桑田委員、事務局2名の方と一緒に現地確認を行いました。事務局の報告のとおり特に補足事項はありません。以上です。

○議長（井谷 勝彦） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番 國下委員。

○7番（國下 喜久男） 7番 國下です。願出番号23番について、平成13年に住宅を建築したということですけど、建築確認がいない地域ですか。

○事務局（古谷 明仁） 都市計画区域に入っている場合は１０平方メートル以上は建築確認が必要ですが、いつ豊岡市全域が都市計画区域になったのか分かりません。旧竹野のときには不要だった可能性はあります。

○７番（國下 喜久男） 平成１３年は旧竹野ですか。

○事務局（古谷 明仁） はい。平成１７年に豊岡市合併なので。建築確認については専門部署ではないのではっきりしたことは分かりません。

○議長（井谷 勝彦） また事務局のほうで総会が終わってから確認しておいていただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、第１８号議案「農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないことの証明について」は原案のとおり可決されました。

証明書を発行します。

第１９号議案、農用地利用集積等促進計画に係る意見について

○議長（井谷 勝彦） 日程第８、第１９号議案「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、第19号議案「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」は、原案のとおり可決されました。

「異議なし」として、豊岡市長へ意見書を提出します。

第20号議案、農地法第3条の規定による許可処分の取消願について

○議長（井谷 勝彦） 日程第9、第20号議案「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（井谷 勝彦） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井谷 勝彦） 異議なしと認めます。

よって、第20号議案「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」は原案のとおり可決されました。

許可を取消し、取消通知書を発行します。

閉会

○議長（井谷 勝彦） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これに異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (井谷 勝彦) 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和8年度第5回豊岡市農業委員会総会 (定例会) を閉会します。

午後2時15分閉会